

1 8 陳 情 第 3 3 号の 1	高齢者サービスの充実についての陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 1 8 年 3 月 9 日受理、平成 1 8 年 3 月 1 3 日付託
陳 情 者	東京都新宿区北新宿 _____ _____

## ( 要 旨 )

- 1 通所デイサービス・リハビリサービスの食事代については、課税世帯に対しても助成をしてください。
- 2 特別養護老人ホーム、老人保健施設などの介護入所施設の居住費、食事代について、利用者の負担分を助成をしてください。
- 3 生活保護世帯や低所得世帯でも入所できるグループホームを、区内につくってください。
- 4 自立支援型家事援助サービスを廃止せず、非該当および要支援 1、2 の方でも必要に応じホームヘルプサービスを定期的に活用できるように、制度を創設してください。
- 5 紙おむつの費用助成の対象者を介護度 4、5 およびそれに準ずる方だけでなく、必要とする方へ対象を拡大してください。
- 6 ことぶき館の無料化を継続し、お風呂を存続してください。当面、西落合ことぶき館については、お風呂を存続してください。
- 9 生活保護費の老齢加算を復活するよう、国に要求してください。また、復活するまで、区として独自の支援策を検討してください。

## ( 理 由 )

いま、高齢者の生活は、年金支給額の減少や老年者控除の廃止、年金控除の削減などにより、たいへんきびしくなっています。さらに、国保料、介護保険料などの負担増が予定されるとともに、医療費の負担が、現在 1 割の人は 2 割に、2 割の人は 3 割にすることが計画されています。

誰もが元気で年を重ねたいと願っています。一番身近な行政である新宿区として、高齢者のくらしを支える施策を充実していただくために、区議会が陳情を採択していただくよう、よろしくをお願いします。

- 1 区の独自施策として、2 0 0 6 年度から住民税非課税世帯の利用者について 1 食当たり 2 0 0 円を上限に助成されることは喜ばしいことです。しかし、利用者本人が非課税

- でも同一世帯の家族が住民税を払っていると対象外になります。「家族に気兼ねなく通所サービスを利用したい」という願いに応えるためにも、利用者への助成を拡大してください。
- 2 特別養護老人ホームの待機者は常時1000人を超え、老人保健施設でも施設によっては常時40～50人が待っています。昨年10月から、利用者負担段階3または4の方は、食費と居住費の新たな負担が月に4～5万円、年間で50～60万円以上になってしまいました。いくつかの自治体では、施設入所者の負担を独自で軽減する助成をおこなっていると聞いています。ぜひ新宿区でも助成してください。
  - 3 単身高齢者、高齢者のみの世帯が多い新宿区では、集団で暮らすグループホームへの入所希望者が増えています。介護保険制度では認知症高齢者のためのグループホームは設置・運営されていくことになっていますが、それだけでは足りません。現在、特別養護老人ホームの入所は、重度者優先となっているため区内及びその周辺では、軽度の要介護者は事実上入所できなくなっています。認知症がなく低所得でかつ軽度の要介護度でも安心して入所できるグループホームをつくってください。
  - 4 区は介護認定「非該当」の方や申請中の方に「週に1回2時間」の内容で実施してきた「自立支援型家事援助サービス」を2005年度で廃止すると聞いています。新たに退院後や骨折等で一時的に家事援助が必要な場合に「回復支援家事援助サービス」を実施することは歓迎です。しかし、家事援助が必要なのは一時だけではありません。「非該当」の方だけでなく「要支援1・2」の方も定期的にホームヘルプサービスが利用できるよう、「自立支援型家事援助サービス」を継続してください。
  - 5 介護保険実施前には、介護度に関係なく必要な人に紙おむつが支給されていましたが、2000年4月からは介護度4,5等の方が支援の対象に限定されました。しかし、介護度に関係なく、前立腺肥大症や急性膀胱炎などの病気からもおむつが必要になる場合があります。高齢の女性にみられる軽症の場合は、尿道括約筋の訓練が効く場合もあるようですが、それでもおむつが必要な方はいるのです。誰もおむつを使用したいわけではありません。対象者を拡大してください。
  - 6 ことぶき館は、高齢者にとっていつでも気軽に行けるサロンです。無料であり、誰でも予約なしに行くことができるのが、この施設の良さです。お風呂も大事な交流の場になっています。すでに廃止すると言われている西落合ことぶき館のお風呂についても、存続を求める声がある以上、利用できるようにしてください。
  - 7 高齢者が元気で過ごせるために、スポーツも欠かせません。新宿区立のスポーツ施設は「料金が他区に比べて高くて気軽に利用できない」という声が聞かれます。例えば室内プールの利用について23区で比べてみると、60歳または65歳などを区切りに無料にしている区が10区、一般利用の半額程度の区が7区もある一方、高齢者への減免を全く行っていないのは新宿区を含め6区という状況です。プール以外でも、もっと気軽に利用したいとの声は切実です。高齢者への減額制度を実現してください。
  - 8 65歳以上の方に以前「むらさき手帳」が配布されていました。その当時、年2回まで区民保養所には食事代だけで宿泊することができました。しかし、現在はこのような制度はありませんし、高齢者の所得が実質減っており、旅行にも行けなくなっています。せめて優遇制度をつくってください。

9 70歳以上の高齢者がいる生活保護世帯に支給されていた月17,930円の老齢加算が、04年度から段階的に削減され、ついに06年度からすべて廃止されます。高齢者になると若いころに比べ、足腰が弱りタクシーを利用せざるを得なかったり、体温調節がうまくできず冷暖房の使用が増えたり、お金がかかるが増えます。老齢加算は高齢者の最低限の生活を支える役割を果たしていました。ぜひ、国に要望すると同時に、当面の間、区独自で支援を行ってください。

(参考：文教委員会へ付託された陳情項目)

7 スポーツセンター、コズミックスポーツセンター、大久保スポーツプラザの個人開放については、65歳以上の利用料について減額してください。

(参考：総務区民委員会へ付託された陳情項目)

8 区民保養所については、65歳以上の利用料を減免する優待制度をつくってください。